五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物		A
五七〇二・二〇	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物		A
	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）		
五七〇二・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・一%	B7
五七〇二・三二	人造繊維材料製のもの	七・九%	B7
五七〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの		
	綿製のもの	八・四%	B7
	その他のもの	七・九%	B7
	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）		
五七〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・一%	B7
五七〇二・四二	人造繊維材料製のもの		
	自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
	その他のもの	七・九%	B7
五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの		
	綿製のもの	八・四%	B7
	その他のもの	七・九%	B7
五七〇二・五〇	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）		
	綿製のもの	八・四%	B7
	その他のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・一%	B7
	その他のもの	七・九%	B7
	その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)		
五七〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・一%	B7
五七〇二・九二	人造繊維材料製のもの	七・九%	B7
五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの		
	綿製のもの	八・四%	B7
	その他のもの	七・九%	B7
五七・〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)		
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	七・九%	B7
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの		
	自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
	その他のもの	六・三%	B7
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの		
	自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
	その他のもの	六・三%	B7
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	綿製のもの	八・四%	B7
	その他のもの	七・九%	B7
五七・〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）	七・四%	B7
五七〇四・九〇	その他のもの		
	自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
	その他のもの	七・四%	B7
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
	綿製のもの	八・四%	B7
	その他のもの	七・九%	B7
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布		
五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）		A
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）		
	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）		
五八〇二・一一	漂白してないもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	四・五%	B4
	その他のもの	三・七%	B4
五八〇二・一九	その他のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	四・五%	B4
	その他のもの	三・七%	B4
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）		A
五八〇二・三〇	タフテッド織物類	三・七%	B7
五八〇三・〇〇	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）		A
五八・〇四	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。）		A
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）		A
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）		A
五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）		A
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあっては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品		A
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）		A
五八一一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）		A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品		
五九・〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類		A
五九・〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）		A
五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）		A
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）		A